

第 11 期分別収集計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 9 月

利 尻 郡 清 掃 施 設 組 合

(利尻郡利尻富士町・利尻郡利尻町)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	12

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となっています。

利尻島は、昭和 40 年に国定公園、49 年には我が国最北の国立公園「利尻礼文サロベツ国立公園」として指定され、また、日本名水百選、名山百選、森林浴の森百選に選定されているなど、豊かで美しい自然環境と景観は、人々の暮らしを育み、まちの魅力を高める貴重な資源となっています。この豊かで貴重な環境を保全し、次世代へ伝えていくため、資源循環や環境との共生を基調とした環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成を目指しています。

現在、廃棄物の処理は利尻富士町、利尻町で構成する利尻郡清掃施設組合が総合的に運営管理していて、廃棄物処理施設は焼却処理施設、最終処分場があり、平成 25 年度からは組合が分別収集した資源ごみを民間業者が引取り、選別・処理・保管するリサイクル施設を民間業者が設置、運営管理しています。

今後、現有施設の老朽化に伴う廃棄物処理施設の建設や施設の維持には、地域住民の理解と協力が最も重要な要件となることや、環境を保全、環境負荷の少ない「循環型社会」を目指すために、ごみの減量化、施設の延命化対策は必要不可欠となっています。

本計画はこうした状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物における容器包装廃棄物を分別収集して 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進、併せて「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進し、処理処分する廃棄物の量を出来る限り抑制することを目的としています。

また、本計画を円滑に進めるために住民・事業者・行政の役割分担とその連携を図り、具体的なリサイクルの推進方策を明らかにして公表し、今後さらに関係者が一体となって取り組むべき方針を示します。

本計画の推進により、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用の効果が期待され、循環型社会の形成に努めていきます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- （１）ごみ及び容器包装廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした取り組み
- （２）全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- （３）ごみ減量化とリサイクル運動のための地域間ネットワークの確立

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック製容器包装のほか、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

現在、飲料用紙製容器（紙パック）は島内のコンビニ等で回収しているため、量等は把握できていません。今後も継続して回収される見込みのため、組合による分別収集は行わない予定です。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

表1 容器包装廃棄物排出量の見込み

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物		296t	289t	278t	268t	260t
	利尻富士町	157t	152t	146t	139t	135t
	利尻町	139t	137t	132t	129t	125t
製品プラスチック		7t	7t	7t	7t	7t
	利尻富士町	4t	4t	4t	4t	4t
	利尻町	3t	3t	3t	3t	3t

※排出量の見込みは、「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）」（令和7年3月：環境省環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 監修）により試算しています。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制及びごみ減量化のため、次の方策を実施します。

（1）環境教育、啓発活動の充実

○学校や地域社会における環境教育の一環として、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用して、次世代を担う子供たちに循環型社会の意義が伝わるよう努めていきます。

○住民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、廃棄物問題に関する情報

を共有し、相互に協力・連携を図っていきます。

- ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらいます。
- ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

（２）ごみの排出抑制・３Ｒの一層の推進

- ３Ｒの更なる推進に努め、またリサイクルに比べ、全国的に取り組みが遅れている２Ｒ（“Reduce・リデュース”、“Reuse・リユース”）への取り組みを推進、ごみの発生そのものを減らしていきます。
- 使い捨ての習慣を見直し、わかりやすい目標のもと、循環型社会の実現に向け、住民、事業者、行政それぞれが協働・連携して行動できる仕組みを作り、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 小売店での簡易包装を推進し、レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を推進します。
- プラスチック資源循環法に対応し、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制に取組み、プラスチック製容器包装も含め、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再資源化のための措置を検討し、一層のリサイクル活動を推進します。

（３）美化運動、安全で清潔なまちづくりを推進

- 現在は、一部住民や事業者により海岸清掃を行っていますが、貴重な自然環境保全のため、各町民や各種団体の参加や協力体制の推進に努めます。
- 「プラスチック・スマート」キャンペーンの取組み
海岸清掃で回収されるごみにはプラスチック製品も多く含まれているため、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンの登録も検討します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表２にまとめます。

また、住民の理解・協力度、収集機材や引取業者の引取り時の条件等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表２右欄のとおりとします。

表 2 容器包装廃棄物排出量の見込み

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶 類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色ガラス瓶	ガラス瓶
	茶色ガラス瓶	
	その他のガラス瓶	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック （以下「紙パック」と表記）	紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	その他紙
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	その他プラ
	発泡スチロール（発泡スチロール製の箱等）	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

利尻郡清掃施設組合及び構成町における特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みを表3に示します。

表3 特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(1)

区 分	令 和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
利尻郡清掃施設組合集計						
主としてスチール製の容器		6.0t	6.0t	6.0t	6.0t	6.0t
主としてアルミ製の容器		18.0t	17.0t	16.0t	16.0t	16.0t
無色のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
その他のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主として段ボール製の容器		66.0t	64.0t	61.0t	59.0t	57.0t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
(うち白色トレイ)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理により表示します。区分の品目により少数第1位未満のものは少数第2位まで表示しています。

表3 特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(2)

区 分	令 和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
利尻富士町						
主としてスチール製の容器		3.0t	3.0t	3.0t	3.0t	3.0t
主としてアルミ製の容器		10.0t	10.0t	9.0t	9.0t	9.0t
無色のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
その他のガラス製容器	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主として段ボール製の容器		26.0t	25.0t	24.0t	23.0t	22.0t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
(うち白色トレイ)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)	(引渡 量) (独自処理量)

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理により表示します。区分の品目により少数第1位未満のものは少数第2位まで表示しています。

表3 特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(3)

区 分	令 和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
利尻町						
主としてスチール製の容器		3.0t	3.0t	3.0t	3.0t	3.0t
主としてアルミ製の容器		8.0t	7.0t	7.0t	7.0t	7.0t
無色のガラス製容器	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
その他のガラス製容器	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
主として段ボール製の容器		40.0t	39.0t	37.0t	36.0t	35.0t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計)	10.0t	9.0t	9.0t	8.0t	8.0t
	(引 渡 量) (独自処理量)	10.0t	9.0t	9.0t	8.0t	8.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
(うち白色トレイ)	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合 計)		(合 計)	(合 計)	(合 計)	(合 計)
	(引 渡 量) (独自処理量)		(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)	(引 渡 量) (独自処理量)

※構成町の合計と利尻郡清掃施設組合集計が一致しない部分は、ラウンド(端数)処理により表示します。区分の品目により少数第1位未満のものは少数第2位まで表示しています。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

容器包装算定対象廃棄物量及び製品プラスチック廃棄物量(D3)は、「市町村分別収集計画策定の手引き(十一訂版)」を参考に、「ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率」、製品プラスチック廃棄物の排出量の見込み算出「②容リプラの分別収集を行っていない場合」により試算しています。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みは、これまでの分別収集計画で試算した見込み量と実績を比較した結果、人口による変動というよりも経済活動等他の要因による変動が考えられるため、実績においても容器包装算定対象廃棄物量(D3)を試算して直近5年間実績による回収率により、特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量見込みを試算しています。

表４ 分別基準適合物ごとの量、主務省令で定める物の量
及び製品プラスチックの量の見込みの試算(1)

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	備 考
人 口						
利尻郡清掃施設組合 (前年比)	4,301人 (97.9%)	4,183人 (97.3%)	4,064人 (97.2%)	3,948人 (97.2%)	3,900人 (98.8%)	平 均 (97.6%)
利尻富士町 (前年比)	2,366人 (98.2%)	2,280人 (96.4%)	2,204人 (96.7%)	2,126人 (96.5%)	2,106人 (99.1%)	平 均 (97.3%)
利尻町 (前年比)	1,935人 (97.5%)	1,903人 (98.4%)	1,860人 (97.7%)	1,822人 (98.0%)	1,794人 (98.5%)	平 均 (98.0%)
容器包装算定対象廃棄物量 (D3)						手引き(十一訂版)参考
利尻郡清掃施設組合	319t	306t	273t	263t	259t	
缶類	46t	43t	39t	37t	37t	(2.2%)
スチール	(13t)	(11t)	(11t)	(10t)	(10t)	(0.6%)
アルミ	(33t)	(32t)	(28t)	(27t)	(27t)	(1.6%)
ガラス瓶	97t	94t	82t	79t	78t	(4.7%)
無 色	(35t)	(34t)	(30t)	(29t)	(28t)	(1.7%)
茶 色	(31t)	(30t)	(26t)	(25t)	(25t)	(1.5%)
その他	(31t)	(30t)	(26t)	(25t)	(25t)	(1.5%)
紙バック	(6t)	(6t)	(5t)	(5t)	(5t)	(0.3%)
段ボール	135t	130t	117t	113t	110t	(6.6%)
その他紙	45t	43t	39t	38t	36t	(2.2%)
ペットボトル	41t	39t	35t	34t	34t	(2.0%)
その他プラ	24t	24t	22t	21t	21t	(1.2%)
(うち白色トレイ)	(4t)	(4t)	(4t)	(4t)	(4t)	(0.2%)
製品プラスチック	9t	8t	8t	8t	8t	
利尻富士町	174t	164t	147t	137t	136t	
缶類	25t	23t	21t	19t	19t	(2.2%)
スチール	(7t)	(6t)	(6t)	(5t)	(5t)	(0.6%)
アルミ	(18t)	(17t)	(15t)	(14t)	(14t)	(1.6%)
ガラス瓶	53t	50t	44t	41t	41t	(4.7%)
無 色	(19t)	(18t)	(16t)	(15t)	(15t)	(1.7%)
茶 色	(17t)	(16t)	(14t)	(13t)	(13t)	(1.5%)
その他	(17t)	(16t)	(14t)	(13t)	(13t)	(1.5%)
紙バック	(3t)	(3t)	(3t)	(3t)	(3t)	(0.3%)
段ボール	74t	70t	63t	59t	58t	(6.6%)
その他紙	3t	3t	2t	2t	2t	(2.2%)
ペットボトル	22t	21t	19t	18t	18t	(2.0%)
その他プラ	13t	13t	12t	11t	11t	(1.2%)
(うち白色トレイ)	2t	2t	2t	2t	2t	(0.2%)
製品プラスチック	5t	5t	4t	4t	4t	
利尻町	145t	142t	126t	126t	123t	
缶類	21t	20t	18t	18t	18t	(2.2%)
スチール	(6t)	(5t)	(5t)	(5t)	(5t)	(0.6%)
アルミ	(15t)	(15t)	(13t)	(13t)	(13t)	(1.6%)
ガラス瓶	44t	44t	38t	38t	37t	(4.7%)
無 色	(16t)	(16t)	(14t)	(14t)	(13t)	(1.7%)
茶 色	(14t)	(14t)	(12t)	(12t)	(12t)	(1.5%)
その他	(14t)	(14t)	(12t)	(12t)	(12t)	(1.5%)
紙バック	(3t)	(3t)	(2t)	(2t)	(2t)	(0.3%)
段ボール	61t	60t	54t	54t	52t	(6.6%)
その他紙	20t	20t	18t	18t	17t	(2.2%)
ペットボトル	19t	18t	16t	16t	16t	(2.0%)
その他プラ	11t	11t	10t	10t	10t	(1.2%)
(うち白色トレイ)	2t	2t	2t	2t	2t	(0.2%)
製品プラスチック	4t	4t	4t	4t	4t	
容器包装廃棄物排出量						
利尻郡清掃施設組合	203t	213t	182t	176t	161t	平均回収率
缶類	32t	32t	22t	23t	28t	(67.1%)
スチール	(7t)	(6t)	(4t)	(5t)	(6t)	(71.0%)
アルミ	(25t)	(26t)	(18t)	(18t)	(22t)	(66.0%)
ガラス瓶	69t	72t	59t	52t	47t	
無 色	(30t)	(31t)	(26t)	(23t)	(20t)	(82.0%)
茶 色	(24t)	(25t)	(20t)	(18t)	(16t)	(74.0%)
その他	(15t)	(16t)	(14t)	(12t)	(11t)	(49.0%)
段ボール	80t	81t	81t	80t	65t	(64.0%)
ペットボトル	23t	29t	19t	21t	21t	(61.9%)
利尻富士町	107t	109t	89t	85t	67t	平均回収率
缶類	20t	18t	12t	13t	15t	(58.1%)
スチール	(4t)	(4t)	(2t)	(3t)	(3t)	(53.0%)
アルミ	(16t)	(15t)	(10t)	(10t)	(12t)	(79.4%)
ガラス瓶	37t	39t	34t	29t	25t	
無 色	(16t)	(17t)	(14t)	(12t)	(11t)	(84.0%)
茶 色	(13t)	(13t)	(11t)	(10t)	(9t)	(76.0%)
その他	(8t)	(9t)	(8t)	(7t)	(6t)	(51.0%)
段ボール	38t	36t	33t	33t	17t	(48.0%)
ペットボトル	11t	16t	10t	11t	11t	(54.0%)
利尻町	96t	104t	92t	92t	94t	平均回収率
缶類	12t	14t	10t	10t	13t	(54.4%)
スチール	(2t)	(3t)	(2t)	(2t)	(3t)	(45.2%)
アルミ	(9t)	(11t)	(8t)	(8t)	(10t)	(67.3%)
ガラス瓶	32t	33t	26t	24t	22t	
無 色	(14t)	(14t)	(11t)	(10t)	(10t)	(79.0%)
茶 色	(11t)	(11t)	(9t)	(8t)	(8t)	(71.0%)
その他	(7t)	(7t)	(6t)	(5t)	(5t)	(47.0%)
段ボール	42t	45t	48t	47t	48t	(82.3%)
ペットボトル	12t	13t	9t	10t	11t	(56.0%)

※実績量はラウンド(端数)処理によるため、前年の量と同量でも比率は一致していません。

表5 分別基準適合物ごとの量、主務省令で定める物の量
及び製品プラスチックの量の見込みの試算(2)

項 目	令 和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	備考
人口変動率（前年比）	利尻郡清掃施設組合	98%	98%	98%	98%	98%	構成町集計
	利尻富士町	97%	97%	97%	97%	97%	
	利尻町	98%	98%	98%	98%	98%	
区 分	容器包装算定対象廃棄物量（D3） （ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率）		回収率目標（容器包装算定対象廃棄物量に占める 容器包装廃棄物の比率（ α ））				
	R8年度～R12年度		R8年度～R12年度				
利尻郡清掃施設組合		市町村分別収集計画策定の手引きにより試算		※組合の目標は構成町の集計			
	スチール	0.6%		(5年間実績平均より)		67.0%	目標
	アルミ	1.6%		(5年間実績平均より)		71.0%	目標
	無色ガラス瓶	1.7%		(5年間実績平均より)		81.0%	目標
	茶色ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		72.0%	目標
	その他ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		50.0%	目標
	段ボール	6.6%		(5年間実績平均より)		64.0%	目標
	その他紙	2.2%				2.0%	目標
	ペットボトル	2.0%		(5年間実績平均より)		62.0%	目標
	その他プラ	1.2%				10.0%	目標
	（うち白色トレイ）	0.2%				(10.0%)	目標
	製品プラスチック	10kg(1人あたりのプラスチック排出量)× 20/100(製品プラの比率)×人口				25.0%	目標
利尻富士町		市町村分別収集計画策定の手引きにより試算					
	スチール	0.6%		(5年間実績平均より)		66.0%	目標
	アルミ	1.6%		(5年間実績平均より)		76.0%	目標
	無色ガラス瓶	1.7%		(5年間実績平均より)		84.0%	目標
	茶色ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		72.0%	目標
	その他ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		51.0%	目標
	段ボール	6.6%		(5年間実績平均より)		48.0%	目標
	その他紙	2.2%				2.0%	目標
	ペットボトル	2.0%		(5年間実績平均より)		61.0%	目標
	その他プラ	1.2%				10.0%	目標
	（うち白色トレイ）	0.2%				(10.0%)	目標
	製品プラスチック	10kg(1人あたりのプラスチック排出量)× 20/100(製品プラの比率)×人口				25.0%	目標
利尻町		市町村分別収集計画策定の手引きにより試算					
	スチール	0.6%		(5年間実績平均より)		69.0%	目標
	アルミ	1.6%		(5年間実績平均より)		64.0%	目標
	無色ガラス瓶	1.7%		(5年間実績平均より)		78.0%	目標
	茶色ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		71.0%	目標
	その他ガラス瓶	1.5%		(5年間実績平均より)		48.0%	目標
	段ボール	6.6%		(5年間実績平均より)		82.0%	目標
	その他紙	2.2%				2.0%	目標
	ペットボトル	2.0%		(5年間実績平均より)		64.0%	目標
	その他プラ	1.2%				10.0%	目標
	（うち白色トレイ）	0.2%				(10.0%)	目標
	製品プラスチック	10kg(1人あたりのプラスチック排出量)× 20/100(製品プラの比率)×人口				25.0%	目標

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとします。

また、各種団体や販売店による回収の実施状況について、連携を図りながらリサイクル活動に取り組んでいきます。

表6 分別収集を実施する者

容器包装廃棄物の種類			収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金 属	スチール缶		缶 類	組合による定期収集	民間業者
	アルミ缶				
ガ ラ ス	ガラス瓶	無 色	ガラス瓶	組合による定期収集	民間業者
		茶 色			
		その他			
紙 類	紙パック		紙パック	島内コンビニ等	—
	段ボール		段ボール	組合による定期収集	民間業者
	その他紙		その他紙	組合による定期収集	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル		ペットボトル	組合による定期収集	民間業者
	その他プラ		その他プラ	組合による定期収集	民間業者
	白色トレイ				
	製品プラスチック		製品プラスチック	組合による定期収集	民間業者

※製品プラスチックは、プラスチック製容器包装と区分します

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

将来的に、不用品の再生利用のための展示場など再利用活動の機能を持つリサイクル施設（既存施設の有効利用）についても、地域的な状況も踏まえて検討していく方針ですが、本計画期間では行いません。

現状の分別収集は、観光地であることを考慮し、景観の保全及び鳥獣害によるごみの飛散防止の観点から、ステーション方式を採用しています。

分別収集を行うにあたり、施設の整備について、表7から表9にまとめます。

表7 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理段階	区 分	仕 様
排 出	集積場所	指定日にごみステーションに指定する排出方法で排出
収集・運搬	収集車両	ごみ収集車と兼用または専用（3台）
選別・処理・保管	リサイクル施設（民間業者）	【主要設備】 ①缶類（スチール・アルミ） 圧縮設備 ②段ボール 圧縮梱包設備 ③ペットボトル 圧縮梱包設備

※追加品目については、民間業者と協議を進めていきます。

表8 分別収集の用に供する施設(1)

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶 類	袋	○4 t パックカー車 ○4 t トラック車	リサイクル施設 （民間業者） 選別・処理(圧縮・梱包)・保管
アルミ缶				
無色ガラス瓶	ガラス瓶	袋		
茶色ガラス瓶				
その他ガラス瓶				
ペットボトル	ペットボトル	袋		
段ボール	段ボール	縛る		
その他紙	その他紙	袋(予定)		
その他プラ	その他プラ (白色トレイ含む)	袋(予定)		
製品プラスチック	製品プラスチック	袋		

表9 分別収集の用に供する施設(2)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物の 種類・量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設 状況)
【排出段階】				
1. 排出容器	a. 缶類（スチール、アルミ別）	排出時袋	組合	
	b. ガラス瓶（無色、茶色、その他別）	排出時袋		
	c. 段ボール	排出時縛る		
	d. ペットボトル	排出時袋		
	e. その他紙	排出時袋(予定)		
	f. その他プラ	排出時袋(予定)		
	g. 製品プラスチック	排出時袋(予定)		
2. 集積場所	a ～ g	ごみステーション	組合	
【中間処理】				
リサイクル 施 設 (民間業者)	a. 缶類（スチール、アルミ別）	(選別後)圧縮成型設備	民間 業者	既存施設の 有効利用 (廃校利用)
	b. ガラス瓶（無色、茶色、その他別）	(選別後)フレキシブル コンテナバッグ		
	c. 段ボール	ササキコーポレーション SVP-1227E-1C		
	d. ペットボトル	株式会社クロダ 110 型 - 150627		
	e. その他紙	(ササキコーポレーション SVP-1227E-1C)		
	f. その他プラ	(ササキコーポレーション SVP-1227E-1C)		
	g. 製品プラスチック	フレキシブルコンテナバック		
【保管場所】				
リサイクル 施 設	a ～ g	リサイクル施設内 ストックヤード	民間 業者	既存施設の 有効利用 (廃校利用)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民、事業者の意見や要望を反映させながら連携を図り、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、循環型社会の構築と廃棄物の減量化に努めます。
- (2) 分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、利尻島内全体での連携を図り、地域的なリサイクル活動の体制の強化を図ります。
- (3) 分別収集した容器包装廃棄物は、民間業者のリサイクル施設に搬入後、選別・処理・保管、リサイクル・再生工場等への引渡しを行っています。拡大(予定)品目についても協議しながら、今後も民間業者に委託し、リサイクル施設に搬入する予定です。
- (4) 毎年度の実績を確認・記録して事後評価し、必要に応じて改善していきます。
- (5) 分別収集・選別保管の円滑な運営およびコスト削減のため、毎年度の実績、容器包装の分別収集や委託に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要に応じて改善していきます。